

# イミグレーション知識あれこれ

## (第3回) 一時居住者用査証

アナ エリア・ロハス 弁護士

読者の皆さん、こんにちは。

Ernesto Velarde-Danache 法律事務所所属のアナ エリア ロハスです。

前月号のFMM(Formato Migratorio Múltiple)の説明はいかがでしたか？

メキシコ法律知識がなくても分かるような、なるべく簡素な文章を心がけてはおりますが、分かりづらい部分があるとかもっとこんなことを知りたい、という皆さんのご意見はどんどんBajío新聞編集部の方へお寄せ下さい。その際には日本語でも構いません。



(Eメールの宛先: jannet@bajioshimbun.com)

私達弁護士は、メキシコに住む外国人の方々がどんなことで悩んでいるのか、そしてどんな専門的サービスを望んでいるのかをもっと知りたいと常にリサーチしています。皆さんに必要な法的な情報やツールを提供し、メキシコにおけるビジネスの成功につなげて戴きたい、というのが私どものモットーです。どうか皆さんもお気軽に生の声をお聞かせ下さい。どうぞよろしくお願いします。

さて今回は、メキシコに駐在員として出向される日本人の方々が取得すべき査証、つまり“一時居住者用査証”(VISA de residente temporal)という、180日間～最長4年間までの滞在、労働そして収入を得ることが許可されるメキシコの査証についてお話しします。

この査証は、日本で取得する方法と現地にとりあえず行ってから書き換えをする方法があります。次に示す表で説明しましょう。書き換えて取得する方法は、①出向員が査証取得まで収入を得られない②書き換え時に国外に出なければならないので、会社の出費と不在中に業務に支障が出る③取得までに時間がかかる等々といったデメリットがあり、これは**あまりお勧め出来ません**。査証取得までのメキシコ滞在期間中、日本人出向員さん達は収入を得られず、メキシコ政府に対する不満がよく聞かれますが、実はこれはメキシコ移民局が悪いのではなく、正規の取得方法が取られなかった為に、出向員さん達や現地法人にしわ寄せが来ているだけなのです。

**短期滞在者用メキシコ国ワーキングビザ取得手順 (現地で報酬を得る)**

 <b>正規の手順</b>	 <b>書き換えとして取得する時の手順</b>
<p>日本企業の本社がA氏を駐在員としてメキシコ法人に出向させることを決定</p> <p>↓</p> <p>日本企業本社がメキシコ現地法人に通知する</p> <p>↓</p> <p>メキシコ現地法人の人事部がINM（メキシコ出入国管理庁）に入国許可証を申請・取得</p> <p>↓</p> <p>入国許可通知が現地法人経由で日本のA氏に届くので、通知書に記載されているNUT（入国許可番号）を在日メキシコ大使館領事部に伝えて、領事との面談を申し込む 【注意点】</p> <p>入国許可証は<b>30日</b>で失効するので迅速に面談を申し込むこと</p> <p>《面談時の必要書類》</p> <p>パスポート（1年以上の有効期限）</p> <p>現地法人のビジネス招聘レター</p> <p>入国許可通知書</p> <p>写真 3.5 cm X 2.8 cm</p> <p>↓</p> <p>領事と面談し、査証を取得 査証を手に渡航・入国</p> <p>↓</p> <p>入国後<b>30日以内</b>にINMに出頭し在留カードを取得すること</p> <p>【注意点】</p> <p>在留カード取得時、仮の住所として会社や会社の寮の住所を登録出来るが、実際に居住地が決まった時には、電気料金や水道料金の領収書を添えて<b>90日以内</b>に住所変更通知を移民局に届け出る義務がある この義務を怠ると、<b>罰金</b>が課せられることもあるので要注意</p> <p>↓</p> <p>その後は合法的滞在及び労働をしているとみなされる</p>	<p>日本企業の本社がB氏を駐在員としてメキシコ法人に出向させることを決定</p> <p>↓</p> <p>B氏はFMMでメキシコ渡航・入国 最高でも<b>180日</b>までの、収入を得ない活動の許可証なので、<b>現地法人での収入は違法</b>、移民検査官に見つかれば<b>罰金</b>の可能性あり</p> <p>↓</p> <p>FMM失効前に、アメリカ合衆国やグアテマラなどの近隣国へ出かけ、同国メキシコ大使館領事部でFMMから短期滞在者用の査証への書き換え申請を行う 必要書類は正規手順の査証申請時と同じ</p> <p>各国メキシコ領事にもよるが、申請当日に査証が出る場合と後日再度出かける場合がある 当日中に取得出来なかった場合は、書き換え手続き申請受理証を発行してもらい、正規の査証を取得するまでは常に携帯する 通常は5～10日位で発行される</p> <p>↓</p> <p>査証が出てから<b>30日以内</b>に再度メキシコ国外の在外メキシコ領事部内のINMへ出頭し、在留カードを取得する義務がある 査証発行の翌日、再度出頭して外国人登録をすることもできる 注意点は正規手順の査証申請時と同じ</p> <p>↓</p> <p>その後は合法的滞在及び労働をしているとみなされる</p>

査証が出る迄  
無収入トホホ

外国出張旅費が  
痛い!!!



最初は1年のみ滞在許可がおりる  
必要に応じて毎年更新、最大3回（計4年）まで

更新手続きは**失効日30日前**から受理  
失効後は**更新不可**

【参考】 2016年4月時点  
第1回更新時手数料\$5,389.00（ペソ）  
第2回更新時手数料\$6,825.00（ペソ）  
第3回更新時手数料\$8,089.00（ペソ）



日本企業の本社がA氏の帰国を決定



A氏の帰国前に移民局のWebページからダウンロードした変更届けを印刷し、データを記入・署名して帰国の旨を移民局に提出

【注意点】  
帰国の為の変更届けは、**帰国後90日以内**であれば、現地法人の方から移民局に提出することもできる  
後日移民局から受理通知がメールで届く  
もしこの手続を怠ると、現地法人に**罰金**が課せられる事もあるので要注意  
又、A氏が今度は出張者としてFMMでメキシコに入国した場合、帰国通知義務を怠った場合は本人にも**罰金**が課せられる可能性あり

¡ADIÓS MÉXICO!



それ以降の手続きは正規手順と同じ



日本企業の本社がB氏の帰国を決定



帰国手続きは、左記のA氏と同じ

¡ADIÓS MÉXICO!

〈用語解説〉

FMM : Formato Migratorio Múltiple 数次出入国フォームと呼ばれる、多目的出入国管理票のこと

INM : Instituto Nacional de Migración の略で、メキシコ出入国管理庁のこと

NUT : Número Único de Trámite の略で、INM発行の入国許可番号のこと

## 《 まとめ 》

“一時居住者用査証”取得及び合法的滞在の為の重要ポイントは次の4点です。

- ① 正規の取得手続きを取る。  
その為には、日本の会社と現地法人との間で緊密な連携が必要。
- ② 査証取得後**30日以内**に移民局内に設置されたINMコーナーで外国人在留者カードを取得すること。
- ③ メキシコ滞在中に発生したあらゆる変更を**90日以内**に移民局へ届け出ること。帰任時にも、帰国通知を本人か現地法人から移民局に届け出ること。  
変更内容の例：住所/結婚・離婚・再婚/メキシコ法人での役職変更や追加/査証の紛失・盗難/帰国等
- ④ 信頼のおける法的顧問（弁護士）を持つこと

これらをきちんと行えば、不要な罰金も発生せず、安心かつ快適なメキシコ滞在生活が約束されることでしょう。

もちろん私共の法律事務所でも移民関係だけでなく、企業顧問や法律アドバイザーとして、税法/通関/環境法/不動産/公証文書作成などで、今まで30社以上の外国企業をサポートして来ましたので、何かお困り事がありましたら、どうかお気軽に英語でご連絡下さい。

さて、次回は4年以上メキシコに滞在する必要がある方や永住を希望される方が取得する査証についての話題を用意しています。来月号も皆様にお会いできることを楽しみにしています。では、¡ Hasta Pronto !



# ERNESTO VELARDE DANACHE

MEXICAN + INTERNATIONAL LAW FIRM

LEÓN 事務所 T e l ( 4 7 7 ) 2 6 7 0 1 4 4

( 4 7 7 ) 7 7 1 5 1 3 7 英語対応可